

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和7年3月17日（月）

午前9時30分開会、午前11時53分閉会

場 所 第2委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 付託された議案の審査

①議案第26号 令和7年度土浦市国民健康保険特別会計予算

②議案第27号 令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算

③議案第28号 令和7年度土浦市介護保険特別会計予算

④議案第42号 令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）

⑤議案第43号 令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（4回）

⑥議案第44号 令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第4回）

(2) その他

4 閉 会

出席委員（8名）

委員長 矢口 勝雄

副委員長 田中 義法

委 員 吉田 千鶴子

委 員 鈴木 一彦

委 員 勝田 達也

委 員 福田 勝夫

委 員 平岡 房子

委 員 根本 法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（3名）

保健福祉部長

羽生 元幸

高齢福祉課長

刈山 和幸

国保年金課長

武井 衛

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○矢口委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。全員の出席でございます。委員の皆さんにお願いです。審査の中で委員長報告の中に意見として入れたい事項がありましたら、発言するときに意見として入れたい旨をおっしゃってください。それでは、協議事項（１）付託された議案の審査に入ります。サイドブックスは、本会議、令和7年、第1回定例会、事前配布資料、議案第23号～第28号、令和7年度一般特別会計予算書を御準備ください。議案第26号、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 議案第26号、令和7年度国民健康保険特別会計予算について御説明いたします。まず、236ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ131億5,767万1,000円で、対前年度比では5億2,779万1,000円、3.9%の減となっております。減額の主な要因につきましては、被保険者数の減少に伴う保険給付費の減額によるものでございます。なお、国保の加入状況につきましては令和7年1月末現在、被保険者数は2万6,664人、前年同月比で1076人減、3.88%の減となっております。それでは、238ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。ジェネリック医薬品利用差額通知業務委託料につきましては、通知後のレセプトデータによる効果測定が年度を超える場合があるため、期間と限度額を設定するものでございます。242ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。1款国民健康保険税は、歳入予算額の20.7%を占めるもので、被保険者数の減少により前年度との比較では、8,472万6,000円、3.0%の減となっております。1項、1目一般被保険者国民健康保険税及び2目退職被保険者等国民健康保険税に区分されておりました、更にそれぞれ医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の三つの区分の現年課税分と滞納繰越分に分けられております。なお、退職被保険者等国民健康保険制度は制度廃止となったため、現年課税分ではなく、滞納繰越分のみとなっております。243ページをお願いいたします。2款一部負担金、1項、1目一般被保険者一部負担金及び2目退職被保険者等一部負担金は、医療機関に支払う一部負担金を徴収猶予した場合の被保険者から収納した一部負担金を当該費目に入れるもので、科目計上となっております。244ページをお願いいたします。3款使用料及び手数料、1目督促手数料は、国保税納付に係る督促手数料です。なお、督促手数料につきましては令和4年度から廃止となっておりますので、歳入は過年度分を見込んでおります。245ページをお願いいたします。4款国庫支出金、1目災害臨時特例補助金は、東日本大震災の福島原発事故に伴う避難者の国保税及び医療機関等に支払う一部負担金の減免分を補填するために交付されるものでございます。令和5年度実績額と同額を計上しております。246ページをお願いいたします。5款県支出金、1目保険給付費等交付金でございます。1節普通交付金は、被保険者の医療費である保険給付費の支払に必要な費用が県から交付されるものでございます。2節特別交付金のうち、説明欄1項目目の保険者努力支援分は、各保険者における医療費適正化や収納率の向上等、国保が抱える課題に対する取組などの努力に対して点数に応じた支援金が交付されるものでございます。説明欄2項目目の特別調整交付金分は、市町村の特別な事情等、例えば20歳未満の被保険者が多いことなどによる財政影響があることなどを考慮して交付されるものでございます。説明欄3項目目の県繰入金（2号分）は、県の国民健康保険運営方針に対する取組状況の評価や、そのほか知事が認めたものによる額等を勘案した算定額が交付されるものでございます。こちらも

令和5年度実績額と同額を計上しております。説明欄4項目目の特定健診等負担金は、特定健康審査の実施に対して国と県がそれぞれ3分の1相当額を負担するものでございます。248ページをお願いいたします。7款繰入金、1目一般会計繰入金でございます。前年度との比較では、0.22%の増となっております。1節保険基盤安定繰入金から6節財政安定化支援事業繰入金及び8節の産前産後保険繰入金は、国が定める一般会計からの法定分の繰入れでございます。1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は一般被保険者の低所得者に対する保険税軽減7割、5割、2割の軽減分を県が4分の3と、市が4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。こちらは令和6年度予算額と同額を計上しております。2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）は、低所得者が多い保険者に対する支援分として、国が2分の1、県と市が4分の1ずつの負担金を繰り入れるものでございます。こちら令和6年度の予算額と同額を計上しております。3節保険基盤安定繰入金（未就学児均等割軽減分）は、未就学児の均等割、5割軽減分として国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。4節職員給与費等繰入金は、国保特別会計で負担している人件費等の事務経費相当額の額に対する繰入金でございます。5節出産育児一時金等繰入金は、出産育児一時金支給額の市負担分3分の2相当額を繰り入れるものでございます。6節財政安定化支援事業繰入金は、国保が低所得者や高齢者の加入割合が多いことなど、保険者の責めに帰することのできない実情に対する繰入れで、財源は国から交付税措置されるものでございます。7節その他一般会計繰入金につきましては、財源不足等を補填するために法定外分として計上している繰入金でございます。なお、令和7年度は、国、県が推進している赤字削減解消の方針に基づき、決算補填目的に当たらない経費、例えば、マル福の波及分や保険事業分のみ繰入れとして前年度と同額の1億円となっております。8節産前産後保険料繰入金は、出産に伴う被保険者の所得割及び均等割保険税の産前産後期間の軽減分として、国2分の1、県と市それぞれ4分の1の負担金を繰り入れるものでございます。2項、1目、1節財政調整基金繰入金につきましては、財源不足を調整するものでございます。つづいて、250ページをお願いいたします。9款諸収入、1目一般被保険者第三者納付金につきましては、交通事故等の第三者の不法行為による保険給付について、県国保連合会に損害賠償の求償事務を委託して収納する賠償金でございます。なお、説明欄の訴訟分につきましては、令和7年度中に結審した場合の見込額でございます。以上が歳入予算でございます。つづきまして、251ページをお願いいたします。歳出予算について御説明いたします。1款総務費、1目一般管理費は、職員人件費のほか、一般管理事業の会計年度任用職員1名分の人件費、国保事務執行に係る一般事務費経費で、前年度との比較では、7.7%の増となっております。一般管理事業の主なものとしたしましては、11節役務費、手数料は県国保連合会へのレセプト管理システム手数料及び交通事故等における第三者求償事務の取扱手数料でございます。12節委託料、弁護士委託料は、交通事故による第三者の不法行為に係る保険給付の訴訟のため、市の顧問弁護士に委託する第三者行為訴訟代理人委託料でございます。252ページをお願いいたします。2目賦課徴収費は、会計年度任用職員5名分の人件費のほか事務経費で、前年度との比較では、1.7%の減となっております。主なものとしたしましては、11節役務費の通信運搬費は、国保税納税通知書及び保険証の郵便料、マイナンバーカードの保険証利用の初期設定支援用端末の通信料です。手数料は、金融機関への紹介手数料や国保加入者の資格給付管理の共同電算処理の国保連合会への手数料でございます。12節委託料の電算委託料は、国保加入者の資格給付管理の共同

電算処理や被保険者証の作成等の電算業務委託料でございます。253ページをお願いいたします。2款保険給付費につきましては、国保の特別会計の歳出予算額131億5,767万1,000円の67.7%を占めており、前年度との比較では、4.6%の減となっております。これは被保険者数が減少していることに伴いまして、保険給付費の総額も減少しておりますが、高齢化や医療の高度化などにより、1人当たりの医療費については増加傾向でございます。1項療養諸費、1目一般保険療養給付費は、被保険者の診療や入院時などの給付分でございます。2目一般被保険者療養費は、各被保険者における保険適用となった柔道整復施術費や、コルセット代などの給付分でございます。3目審査支払手数料は、県国保連合会において行う診療報酬明細書の審査とレセプト電算処理の手数料でございます。2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費は、1か月間の医療費の自己負担が高額となった場合に、自己負担限度額を超えた分が支給されるものでございます。254ページをお願いいたします。3目一般保険者高額介護合算療養費は、医療と介護保険サービスのいずれも利用する場合の負担を軽減する制度で、1年間の医療費と介護料の負担合計額が高額となった場合に、限度額を超えた分が支給されるものでございます。255ページ上段、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金は、被保険者が出産した際に、50万円を限度として支給するもので、前年度との比較では、3.3%の減となっております。5項葬祭諸費、1目葬祭費は、被保険者が死亡した場合に葬儀を執り行った方に葬儀費用として5万円を給付するものでございます。6項傷病手当諸費、1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染又は発熱等の症状があり、感染が疑われる被用者が療養のため労務に服することができないときに、療養中の生活保障として支給するものでございます。既に適用期間は過ぎてしまっておりますが、時効までに申請する可能性があるため、科目計上をしております。257ページをお願いいたします。3款国民健康保険事業費納付金の1項医療給付費分から3項の介護納付金までの当該納付金につきましては、県が毎年度、被保険者数や保険給付費の推計を行い、県に交付される公費等を差し引いて金額を算出し、市町村の所得や医療費の水準に応じて配分されるものでございます。前年度との比較では、2.3%の減となっております。259ページをお願いいたします。4款保健事業費、1目特定健診等事業費は、保険者に義務付けられた特定健康診査事業、40歳から74歳が対象になっておりまして、生活習慣病予防対策や生活習慣の改善指導を実施するための経費で、前年度との比較では、2.4%の減となっております。説明欄1項目目の特定健康診査等事業の主なものとして、12節委託料につきましては、県総合健診協会、医療機関等に対する特定健診及び特定保健指導の委託料でございます。18節負担金補助及び交付金の特定健診関連人間ドック等補助金は、人間ドック、脳ドック受診者の特定健診基本項目分に対する補助でございます。なお、受診者1人分の費用に対して特定健診基本項目分が国、県補助の対象となることから、特定健診分のドック受診実績が確定できるよう、2項、1目の疾病予防費の市単独分、疾病予防事業の人間ドックと脳ドック検診補助金と分けて計上をしております。説明欄2項目目の特定健康診査に係るかかりつけ医からの情報提供事業につきましては、治療の一環として行った特定健康診査の項目について、医療機関から検査データの提供をいただくものでございます。2項、1目疾病予防費の説明欄1項目目の疾病予防事業は、市単独分の生活習慣病検診、人間ドック、脳ドック検診の補助金でございます。説明欄2項目目の医療費適正化特別対策事業は、診療報酬明細書の点検に係る会計年度任用職員3名分の人件費のほか、事務経費でございます。260ページをお願いいたします。説明欄3項目目のジェネリック

医薬品利用差額通知事業は、ジェネリック医薬品利用差額通知に係る委託料でございます。262ページをお願いいたします。6款諸支出金、1目一般被保険者保険税還付金は、一般被保険者分の国保税の過年度分の過誤納付還付金でございます。263ページをお願いいたします。7款予備費は、200万円の計上でございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、御質問等ございますか。

○吉田(千)委員 246ページの県補助金のところでございます。保険給付等費が県から交付されているという、先ほど特別調整交付金分ということで、これは若い人が多くて税収がなかなか見込まれない。そういう状況に応じて、県のほうから出されると、そういうことでよろしかったでしょうか。

○武井国保年金課長 吉田議員がおっしゃるとおりでございます。ほかにいろいろいくつか保険基盤安定繰入金ということで、保険税が軽減された分や保険者支援分として低所得者が多い保険者に対する支援金という部分、これも特別交付金ということになっております。

○吉田(千)委員 これの過年度分ですね。2年ぐらい前に遡った数字を教えてください。今なければ、後で教えていただければと思います。

○武井国保年金課長 後で調べて御報告させていただきます。申し訳ございません。

○吉田(千)委員 要するに若い人の状況など、そういうものが少し見られるかなという、そういう思いからお伺いするものでございます。それから、もう一つ。その上に保険努力支援分という、これはどういったものなのか教えていただければと思います。

○武井国保年金課長 保険者支援分、低所得者が多い保険者に対する支援金ということで、国が2分の1、市と県が四分の1、負担金を繰り入れるものでございます。また、先ほど過年度分交付金ということでしたので、直近で令和4年度が6,212万4,000円、令和5年度が5,503万6,000円で、令和6年度が5,658万8,000円という金額が特別交付金として過年度分での決算額となっております。補足になりますが、保険者努力支援分というのは、各保険者における医療費の適正化や収納率の向上と国保が抱える課題に対する努力に対して点数がつけられるのですが、その点数によって支援金が交付される仕組みです。

○吉田(千)委員 そうすると、これはうちはとてもそういうところを頑張っておられるので、こういった高い金額なのか。それは私も過年度分が分からないのですが。

○武井国保年金課長 保険税の収納率が県内でも非常に低く、大体下から2番目ぐらいですから、やはり、県のほうからももうちょっと収納率を上げてくださいというようにことを言われております。

○吉田(千)委員 一生懸命がんばっているけれども、収納率がなかなか上がらないという状況にあるということなんですね。それに依ってこうした金額が算出されているという、そういうことなんですね。

○武井国保年金課長 ほかとしましては、健康診査や保健指導の割合など、そういった部分でも点数化されておまして、そちらの部分も正直なところ低い状況です。

○吉田(千)委員 大変努力しているにもかかわらず、なかなか難しい状況にあるという。大変ですけども、今後ともよろしく願います。

○福田委員 2点ほど教えてください。253ページで、この高額療養費ですね。今、国会でいろいろ問題になってますけれども、利用者が何人ぐらい年間いるのか。それから、この高額療養費が個人個人でどのぐらいから高額療養費の対象になるのか教えてください。

○武井国保年金課長 お時間をいただいて、調べて御報告します。申し訳ございません。

○勝田委員 吉田委員がおっしゃっていたこととも関連するのですが、なかなか収納率が良くないですよというのは分かりました。その収納率が低いというのは、やはり、原因があると思うんです。構造的な問題というか。例えば、さっきおっしゃった低所得者の方が多いとか、その年齢構成が上だとか、若い方が多いとかって思うことがあります。その辺りをどのようにお考えになってらっしゃるか。いわゆる課題ですよ。収納率に対しての原因と対処をどのように考えているのか。予算の数字とは若干違うのですが、全体的なものを教えていただけますでしょうか。

○武井国保年金課長 勝田委員さんがおっしゃるとおりに、確かに年齢構成が高いのもありますし、本当に国保に入ってる方は自営業の方若しくは退職された方等が6割ぐらいを占めておりますので、保険料を納められる方は納められるんですけども。どちらかという、低所得者でちょっと納付が厳しいという方が非常に多いような感じがします。やはり、県のほうからも言われておりますが、収納は納税課のほうで対応しているのですが、そちらとも連携しながら今後やっていくことで、収納率が上がっていけばいいなという期待はあります。

○勝田委員 率としては低いのは分かったのですが、更に下がっているとか、上がっているとかという傾向はどうなんでしょうか。

○武井国保年金課長 大体90%以上は収納率上がってるんですけども、どちらかという過年度の滞納繰越分、そちらの収納率が非常に悪いので、トータル的に言うと、現年度と滞納繰越分を入れてしまうと低いという状況でございます。

○勝田委員 通常の納付分は努力して上がってるけれども、何年も払ってない方に関しては相変わらず厳しいですよ。積み上がってしまいますからね。

○武井国保年金課長 多分、これは国保税だけではなくて、市県民税でも滞納繰越分の収納率が低いという傾向は同じだと思います。

○勝田委員 今おっしゃったということは未納率が多い、要は払えない人が多いというのは、やっぱり、これは課の問題だけではないのですが、市民の暮らし向きがよろしくないということに感じますので、それを私たちも上げていかなければいけないなというふうに感じてます。

○吉田(千)委員 255ページの出産育児一時金のところになります、50万円ということですよ。本人は窓口償還払ということで、それを超えたものは本人が支払っているという、そういう状況にあるかと思うのですが、これが現に予算を組んだけれども、使う人が少ないよという状況にあるんだろうというふうに伺いました。要するに、出産をする方が少ないという現状かなというふうに思っておりますが、後で結構なので、過年度分が分かりましたら、教えてください。

○武井国保年金課長 支給件数になりますが、令和3年度が108件、令和4年度が67件、令和5年度が85件ということで、ばらつきがございますが、大体このくらいの件数でございます。

○吉田(千)委員 少し減っているという状況にあるということですよ。その人たちが支給はされてもその後どこに行っているかも分からないので、お子さんが少なくするという傾向がここでも見て取れるのかなというふうに思いました。

○鈴木委員 先ほどの勝田委員の質問に関連しますが、この特別会計についても不納欠損の対象になってると思いますが、どのような手順で、どのぐらいのスケジュール感で不納欠損をやっているのか。分かれば教えてください。

○武井国保年金課長 実際に市税と同じようなものでして、最初に督促を出して、それから催告という前段は一緒ですし、時効が5年ですので、その後に不納欠損することになります。それまでは納税課で収納の努力義務を果たしておりますが、どうしても納められないものに関しては不納欠損、5年経ったら時効で不納欠損するというような現状でございます。

○羽生保健福祉部長 不納欠損、そこに行く前にいかにして現年度分を納めていただくかという努力をするのが一番重要で、過年度になってしまいますと、まず取れない、徴収できないという状況になっております。国保は8期に分かれているので、毎回毎回その遅れ遅れで来てしまうというケースが多いですから、まず納税課のほうで委託してまずコールセンターで現年度分の遅れているものを中心に督促をしていくということ而努力して、まずはとにかく現年度分を納めてもらう。これは国保だけじゃなくて市税全般にわたるものなんですけれども、それをまず努力して、過年度分になってしまうとなかなか徴収できずに、10%、20%ぐらいしか取れていないということが現状でございます。いかにして現年度分を抑えて、徴収率、収納率を上げていくかという努力をまずは最優先でしていく。現年度分を納付書で納めてもらいますけれども、いかにしてその口座振替をやっていくかということで、国保に新規に加入した人に窓口でまず口座振替の用紙を渡したりして、口座振替の仕組みにできるという手続もとれるようにここ近年がんばって努力しているという状況でございます。ですので、そこをまず中心に重点的に力を入れていくというのが市税全般、国保だけではなくて、そこをまず努力してやっていくということでございます。市税のほうは入れ替わりはなくて、会社に勤めている方が多いのですが、国保はどうしても会社を退職して、国保に切り替わって、再び就職して、社会保険に切り替わるということで、その間、国保は1か月しか入っていないから納めなくていいやというような状況がどうしても多いです。それが滞納の原因になっていきます。また、口座振替全般にわたることになります。口座振替にしているけど、口座から落ちないというケースが土浦の場合、非常に多いです。これまでも給食費などもそうなのですが、全般にわたります。給料が入ると口座は全額引き落とししてしまうので、市から振替になる分なんてとっておかないよというのがどうしても現状で多いというのが土浦の場合の状況ですので、どうしてもその収納率が上がってこないというような状況でございます。これは国保に限ったことではないのですが、特に国保はその傾向が強いと思っておりますので、収納率がどうしても全市町村の中でもかなり低い状況ということになっていきます。

○矢口委員長 収納率の低さというのが国保特別会計の大きな課題だということで、この点は指摘事項にも入れさせていただきたいと思うのですが、委員の皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 特に羽生部長がおっしゃったように、収納率の低さの原因が過年度分であるので、現年度分の収納率をまず上げていく。その辺りの意味を含めたことを入りたいと思います。

○武井国保年金課長 産前産後の繰入金のほうですが、1月時点で52件でございます。大体予測をすると、令和5年は85件、大体3か年の平均が87件くらいですので、今年度もそのくらいを見込んでおります。

○勝田委員 国保には外国籍の方も入りますよね。実際に住民の中において、土浦においても外国籍の方が増えてきていらっしゃるということがあると思います。そのよ

うな方の国保の収納率というのは、一部の報道などで指摘されることもあります。払わないで国に帰っちゃうとか。その辺りの傾向をもし掴んでいただければお願いします。

○武井国保年金課長 申し訳ございませんが、現在、外国人の滞納分というのは把握しておりません。

○矢口委員長 私から一つ質問させてください。歳入の部分になりますが、国保の会計が厳しい理由は先ほどおっしゃっていただいたとおり、構成がだんだんということ。特に現役世代がほかの健康保険組合員にどんどん転出してしまってるという部分大きいのも承知しています。この歳入の一番最初の時に説明がありましたが、保険料収入は3%減、それに対して人数は3.88%と、人数のほうが減少幅が大きいということからすると、先ほどの説明で現役世代が抜けてしまっている部分だと、数字で合わない気がしますが、ここはどういうふうに考えてこういう歳入の予算を立てているのかなというところが疑問なんですけど、いかがでしょうか。

○武井国保年金課長 どちらかといいますと、人数的には3.8%の減ということで、保険税に関しては委員長おっしゃるような3%減ということなんですけど、大体1人当たりの大体保険税の単価といいますか、その部分から予算を立てておきまして、大体どのくらい平均して落ちているかという部分を含めて予算を考えさせていただいております。ですから、確かに人数と保険で3.8%というようにうまくいかないのですが、おおむね近い辺りを予想しております。

○矢口委員長 ほかはよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武井国保年金課長 先ほど福田議員さんから高額療養費の状況ということなんですけど、人数は分からないのですが、支給件数から見ますと、令和3年度が2万181件、4年度が1万8,821件、5年度が2万415件ということで、大体1件当たりの給付額の平均からすると、5万8,000円から多いときで6万3,000円が大体1件当たりの給付額の平均となっております。

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第26号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第26号、令和7年度土浦市国民健康保険特別会計予算は原案どおり決しました。つぎに、議案第27号、令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 議案第27号、令和7年度後期高齢者医療特別会計予算について御説明いたします。268ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額は、それぞれ26億7,013万2,000円で、対前年度比3,261万3,000円、1.2%の増となっております。増額の主な要因としましては被保険者数の増加によるもので、被保険者数は令和7年1月末現在で2万3,736人、前年の同月末との比較では593人、2.5%の増となっている状況でございます。274ページをお願いいたします。歳入から説明させていただきます。1款後期高齢者医療保険料は、被保険者の医療給付に充てる財源として徴収するもので、年金から差し引かれる特別徴収と納付書により納付していただく普通徴収に分かれており、対前年度比で0.7%の増となっております。なお、保険料率は、2年ごとに見直しとなっております。令和6年度に改定を行っております。275ページをお願いいたします。2款使用料及び手数料、1目証明手数料は保険税納付証明手数料で、納付は市町村取扱いとなって

いるため、市町村で発行をすることになっております。2目督促手数料は、保険料普通徴収における督促手数料の収入でございます。276ページをお願いいたします。3款繰入金、1目事務費繰入金は、職員5名分の人件費や電算処理業務委託料などの事務経費に対する一般会計からの繰入れで、前年度との比較では7.7%の増となっております。2目保険基盤安定繰入金は保険料軽減分を公費で負担するもので、県が4分の3、市が4分の1を繰り入れ、一般会計に交付された県支出金に市費分を合わせて同会計から繰り入れるもので、前年度との比較では0.4%の増となっております。3目保険事業繰入金は、被保険者の健康増進を図るため、健康診査や人間ドック、脳ドック受診に係る経費や、令和6年度から新規で実施している高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託金分を一般会計から繰り入れるもので、前年度との比較では19.2%の増となっております。277ページをお願いいたします。4款繰越金、1目繰越金は、科目計上となっております。278ページをお願いいたします。5款諸収入でございます。1目延滞金は、保険料滞納分の徴収に係る延滞金です。2目加算金は被保険者の行為に基づく保険料の減少分に対する加算分で、こちらは科目計上となっております。2項、1目保険料還付金は保険料過誤納分の還付金となっております。2目還付加算金は、保険料過誤納分の還付時における加算金です。3項、1目預金利子は、保険料として市に納付された保険料は納付期限の翌月末までに県広域連合に納付することになるため、この間の収入金は一旦、歳計外現金として管理されることから利子分が発生することとなり、それを預金利子収入として計上するものでございます。以上が歳入予算でございます。つづきまして、279ページをお願いいたします。歳出予算について、御説明いたします。1款総務費、1目一般管理費は職員人件費のほか、後期高齢者医療事業の事務執行に係る事務経費で、前年度との比較では7.1%の増となっております。280ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金は、被保険者が納付した保険料等を県広域連合へ納付するもので、前年度との比較では0.63%の増となっております。281ページをお願いいたします。3款保健事業費、1目健康診査費は、広域連合からの受託により実施する被保険者の健康診査を行うための経費で、前年度との比較では7%の増となっております。2目疾病予防費は、疾病予防事業と高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業があり、前年度との比較では35.2%の増となっております。この疾病予防事業では、広域連合が指定する健康診査の基本項目以外に対する市単独分の健康診査委託料と人間ドック及び脳ドックへの補助等を行っております。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業では、保健事業と介護予防事業が連携して後期高齢者の疾病予防、重症化予防、フレイル予防に取り組み、健康寿命の延伸を目的として実施するものでございます。283ページをお願いいたします。5款予備費は、前年度と同額の100万円の計上でございます。

○矢口委員長 ただ今の説明に対し質問等はございますでしょうか。

○平岡委員 説明にはなかったのですが、281ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業で、ハイリスクアプローチ委託料、これはどのような事業になりますか。

○武井国保年金課長 こちらの委託料は健康状況が不明な方、検診などを受けていなくてどういう状況なのかという部分を対象に、委託している業者から受診していただきよというような形をとっているものです。また、生活習慣病の重症化予防に関する相談などの指導の事業を委託しているような部分で、これがハイリスクアプローチの委託料ということで業者をお願いしております。

○平岡委員 しかし、なかなか高齢者はそうは言われても行かないですよ。本当に意識付けというのは大変難しいかなと思います。

○矢口委員長 そのほかにはいかがですか。

(「ない」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第27号は原案どおり決することに御異議ございませんか。御異議なしと認めます。よって、議案第27号、令和7年度土浦市後期高齢者医療特別会計予算は原案どおり決しました。つぎに、議案第28号、令和7年度土浦市介護保険特別会計予算を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 288ページをお願いいたします。議案第28号、令和7年度土浦市介護保険特別会計予算につきまして、御説明させていただきます。介護保険の給付事業であります。保険事業勘定の歳入歳出の予算の総額につきましては、それぞれ135億1,582万9,000円で、対前年度比で5.8%の増となっております。増額の主な理由といたしましては、65歳以上の人口は令和7年10月1日現在で4万1,570人、前年度比較では19人の増、0.4%の増でございますが、75歳以上になりますと、2万3,986人、前年度同月比で818人、3.5%の増となっている状況でございます。それに伴いまして、要介護認定者数が増え、介護給付費の増額が見込まれるものでございます。つぎに、292ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。高齢者見守りキーホルダー事業につきましては、高齢者の緊急時の際に情報提供を迅速に行うためのコールセンターの設置であり、多数の個人情報扱うことから債務負担を設定し、期間及び限度額を定めるものでございます。つぎまして、296ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳入でございます。主なものについて、御説明させていただきます。1款、1項、1目第1号被保険者保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料でございます。前年度比3.4%の増を見込んでございます。298ページをお願いいたします。3款、1項、1目介護給付費負担金につきましては、介護給付費に対する国の負担分で、居宅サービス給付費の20%及び施設サービス給付費の15%が対象となります。前年度比5.4%の増を見込んでございます。2項、1目調整交付金につきましては、国庫負担金の調整分で、国の示す交付率によるものでございます。前年度比8.7%の増で見込んでございます。1目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)につきましては、介護予防日常生活支援総合事業に対する交付金で、事業費の20%に調整交付金を加えた額が交付対象となります。前年度比で24.7%の増を見込んでございます。3目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)につきましては、包括的支援事業、任意事業に対する交付金で、交付率は事業費の38.5%となり、前年度比0.7%の増を見込んでございます。1つ飛びまして、5目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止の取組を支援するための交付金で、前年比で49.2%の減を見込んでおります。こちらにつきましては、毎年のように国の予算が減額されているという状況から、減額を見込んでいるものでございます。6目介護保険、保険者努力支援交付金につきましては、市町村による予防健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、前年度比0.8%の減を見込んでおります。299ページをお願いいたします。4款、1項、1目介護給付費交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料で、保険給付費の27%が支払基金から交付されるもので、前年度比5.3%増を見込んでおります。

2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防・生活支援サービス事業費、一般介護予防事業費の27%が支払基金から交付されるもので、前年度比20%増を見込んでおります。300ページをお願いいたします。5款、1項、1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の県の負担分で、居宅サービス給付費の12.5%と施設サービス給付費の17.5%が交付されるもので、前年度比5.3%の増を見込んでおります。2項、1目地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業に対する交付金で事業費の12.5%が交付となるもので、前年度比27.7%の増を見込んでおります。1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）につきましては、包括的支援事業、任意事業に対する交付金で、事業費の19.25%が交付されるもので、前年度比0.7%の増を見込んでおります。つぎに、302ページをお願いいたします。7款、1項、1目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の市負担分で、保険給付費の12.5%を一般会計から繰り入れするもので、前年度比5.3%の増を見込んでおります。1目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の市負担分で、12.5%を一般会計から繰り入れするもので、前年度比24.1%の増を見込んでおります。3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の市負担分で、19.25%を一般会計から繰り入れするもので、前年度比0.7%の増を見込んでおります。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、低所得者の保険料負担軽減策として、保険料段階が第1段階から第3段階の方の保険料負担率を引き下げするため、一般会計から繰り入れするもので、財源の内訳は国が2分の1、県と市がそれぞれ4分の1との負担となっており、前年比0.009%の増を見込んでおります。5目その他一般会計繰入金の1節職員給与費等繰入金につきましては介護保険事業に携わる職員の人件費、2節事務費繰入金につきましては事務費に対する一般会計からの繰入金でございます。2項、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険給付費の不足分を準備基金から取り崩して充当するものでございます。歳入につきましては、以上でございます。つづきまして、305ページをお願いいたします。305ページから歳出でございます。1款、1項、1目一般管理費につきましては、介護保険事業に携わる職員21名の職員人件費のほか、一般管理事業として介護保険事務処理に係る電算業務委託料等の経費が主なものでございます。2項、1目賦課徴収費につきましては、納付書送付料や保険料の算定処理、口座振替処理等の賦課徴収電算業務委託料が主なものでございます。360ページをお願いいたします。3項、1目介護認定審査会費につきましては、介護保険の認定審査会に係る経費で、介護認定審査会審査委員36名に対する報酬とペーパーレス化に伴うシステムの使用料が主なものでございます。2目認定調査等費につきましては、介護保険の認定調査等に要する経費で、調査員4名及び事務補助員3名の計7名の会計年度任用職員の報酬や、主治医意見書の作成手数料、要介護認定委託料などが主なものでございます。308ページをお願いいたします。2款保険給付費、こちらにつきましては保険給付勘定の94.7%を占めており、各種介護保険サービスの提供に要した経費として茨城県国民健康保険団体連合会に支払う費用で、サービス費につきましては国民健康保険団体連合会を通してサービス提供事業者へ支払うものでございます。1項、1目居宅介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用した居宅サービス費をサービス提供事業者へ支払う費用で、前年度比7.5%の増を見込んでおります。2目特例居宅介護サービ

ス給付費につきましては、要介護認定者が基準該当事業所を利用した特例居宅介護サービス費をサービス提供事業者を支払う費用で、前年度比10.6%の増を見込んでおります。3目施設介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が入所している施設において利用したサービス費用を施設事業者を支払う費用で、前年度比3.1%の増を見込んでおります。5目居宅介護福祉用具購入費につきましては、要介護認定者が入浴補助用具やポータブルトイレなどの福祉用具購入費について、10万円を限度に償還払するもので、前年度比29.1%の増を見込んでおります。6目居宅介護住宅改修費につきましては、要介護認定者の方が手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際の改修費で、20万円を限度に償還払するもので、前年度比15.4%の減を見込んでおります。309ページをお願いいたします。7目居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者が介護保険サービスを利用する際のケアプランの作成費用を作成事業者を支払う費用で、前年度比4.7%の増を見込んでおります。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、要介護認定者が利用したグループホームや認知症対応型デイサービスなどの地域密着型サービス費用をサービス提供事業者を支払う費用で、前年度比6.7%の増を見込んでおります。310ページをお願いいたします。2項介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1と要支援2の方への各種介護予防サービスの提供に要する費用でございます。1目介護予防サービス給付費につきましては、要支援認定者が利用した介護予防サービス費用をサービス提供事業者を支払うもので、前年度比19.1%の増を見込んでおります。3目介護予防福祉用具購入費につきましては、要支援者の福祉用具購入費を負担割合に応じて10万円を限度に償還払するものです。4目介護予防住宅改修費につきましては、要支援認定者が住宅改修をした際の改修費について、20万円を限度に利用者に償還払するものでございます。5目介護予防サービス計画給付費につきましては、要支援者が介護予防サービスを利用する際のケアプラン作成費用を作成事業者を支払う費用で、前年度比15.5%の増を見込んでおります。311ページをお願いいたします。下の箱になります。3項、1目審査支払手数料につきましては、介護サービス費や介護予防サービス等の介護保険給付費の請求審査及び支払事務を委託している国保連合会に対する支払手数料で、前年度比6.3%の増を見込んでおります。312ページをお願いいたします。4項、1目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者が支払った居宅介護サービス費用が一定額を超えた場合、その超えた額について償還払する費用で、前年度比6.9%の増を見込んでおります。その下の箱の5項、1目高額医療合算介護サービス費につきましては、1年間の医療保険と介護保険を合わせた自己負担額が1定額を超えた場合に、超えた額について償還払する費用で、前年度比3.8%の減を見込んでおります。313ページをお願いいたします。313ページ下の箱になります6項、1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者のうち非課税世帯などの低所得者の方が施設に入所した場合の居住費、食費の自己負担額を軽減するための費用で、前年度比6.7%の減を見込んでおります。314ページをお願いいたします。3款地域地域支援事業費の1項介護予防生活支援サービス費及び2項一般介護予防事業費につきましては、介護予防日常生活支援総合事業となります。1目介護予防生活支援サービス事業費につきましては、緩和型のホームサービスとして掃除、調理、買い物などの生活支援を行う土浦市シルバー人材センター及び社会福祉協議会への委託料と、要支援の方又は総合事業対象者が利用したサービス費用を国保連を通してサービス提供事業者を支払う負担金で、前年度比17.2%の増を見込んでおります。2目介護予防ケアマネジメント事

業費につきましては、総合事業の対象者の方がサービスを利用する際のケアプラン作成費用について、国保連合会を通して支払う負担金で、前年度比25.8%の増を見込んでおります。つぎに、一番下の発行の2項、1目一般介護予防事業につきましては、一般介護予防事業を担当する職員の人件費のほか、315ページににお移りいただきまして、介護予防啓発教室事業や介護予防セルフマネジメント支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業に係る経費等で高齢者の方々がいつまでも元気で介護が必要とならないようにするための事業に要する経費でございます。315ページ下の箱になります。3項、1目任意事業につきましては、介護サービスが本来の目的に沿った形で提供され、高齢者の自立支援に資するものであるよう、サービス内容の適正化、介護給付費の適正化を図る介護保険適正化事業や施設入所者の相談や傾聴を行う介護相談員派遣事業です。316ページにお移りをいただきまして、説明欄2段目の成年後見制度支援事業は、4番目のひとり暮らし高齢者等への食事を配達し、安否確認を行う高齢者等在宅生活支援配食サービス事業、外出での緊急搬送や保護されたときに、緊急時の連絡先や警察消防などへの情報提供を行う高齢者等見守りネットワーク事業など、高齢者の見守りに係る事業の経費となります。2目在宅医療介護連携推進事業につきましては、かかりつけ医や多職種の協働による在宅医療と介護を一体的に提供できる支援体制の構築、運営を図るための事業利用する費用で、人生の最期まで住み慣れた我が家で暮らし続けることができるような地域づくりを行うための人件費及び市民向けの在宅医療や介護、み取りをテーマとした講演会を開催するほか、多職種連携研修等や在宅医療介護連携拠点事業に係る費用が主なものでございます。317ページをお願いいたします。3目認知症総合支援事業費につきましては、認知症施策推進大綱に沿って共生と予防を両輪とした取組を進め、認知症になっても住み慣れた地域で暮らしていけるよう、認知症の方やその家族を地域ぐるみで支援することができる体制の構築を図るための経費で、市内2か所で毎月開催予定でございます認知症カフェの運営の委託料や地域包括支援センターうららとかんだつに設置してあります認知症初期集中支援チームの委託料等が主なものでございます。4項、1目審査支払手数料につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス費等の介護保険給付費の請求、審査及び支払事務を委託している国保連に対する手数料の支払で、前年度比23.3%の増を見込んでおります。318ページをお願いいたします。4款、1項、1目介護給付費準備基金につきましては、基金利子及び決算剰余金等を介護給付費準備基金へ積み立てるものでございます。319ページをお願いいたします。下の箱になります。5款、2項、1目一般会計繰出金につきましては、重層的支援体制整備事業として、一般会計に移行となりました地域包括支援センター運営事業、介護支援ボランティア制度事業、生きがい対応型デイサービス事業などの事業に係る1号被保険者及び2号被保険者が負担すべき分について、保険料や支払基金交付金として、介護保険特別会計の歳入になりますことから、一般会計に繰り出すものでございます。

○矢口委員長 ただ今の説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

○田中副委員長 292ページの見守りキーホルダー事業になりますが、何人ぐらいの方にお渡しされているのですか。

○刈山高齢福祉課長 5年度末で1,024人でございます。

○田中副委員長 毎年配っているのですか。

○刈山高齢福祉課長 1回申込みいただければ、そのまま継続して使えるものでございまして、出入りする場合がございますが、不幸にしてお亡くなりになった方や在宅

ではなくて施設に入所されたときなど、そういった場合には取外しをさせていただきます。また、こういった事業についても、民生委員さんや、ケアマネージャーさん、そちらにお話をさせていただいております、その都度申し込みがあれば、増やしていくという形をとってございます。

○**福田委員** 308ページの居宅介護住宅改修事業、これはすごくいい事業だと思いますが、年間の利用者は何人ぐらいでしょうか。

○**刈山高齢福祉課長** 今年度で4万1881件です。手すりや段差の改修、階段がきつくなるとスロープにするですとか、こちらが介護の方でございまして、予防の方が4,989件でございます。

○**勝田委員** 高齢者在宅生活支援配食サービスになりますが、配食の頻度が毎日なのか。週何回なのか。また、どのように申込を受けているのか。必要としてる人に見落としがないようだといいなという、そういった思いから伺います。

○**刈山高齢福祉課長** 配食のサービスでございまして、5年度末の利用者は125人、配食の食数は3万4,125食でございまして。利用日数は週2回からと最低限を定めてまして、それ以上でしたら大丈夫だということで、お昼と夕食の2食でございまして。1食当たり個人の利用額が400円、それを超える部分について市が負担をしております。また、この配食につきましては、委託業者の方が配食をお持ちいただいて、必ず手渡しをしてください。これは安否確認がメインとなっておりますので、その安否確認をやらせていただくということで手渡しとしております。専用容器を使うのですが、そちらのほうは次の日回収ですとか、別の日に回収させていただきます。中にはその専用容器が重いものから、事業者が用意した使い捨ての容器を使っている場合もございまして。また、栄養バランスを考えておりますので、糖尿病などをお持ちの方には特別メニューにも対応するような形をとっております。また、希望により刻み食ですとか、おかゆというという配慮はさせていただいております。中には手渡しできなくて、市のほうに連絡があって安否確認をするというようなことになったケースも中にはございまして。特に問題はなかったんですけども、単純に配食を忘れて出かけてしまったというようなことが多いのですが、そういったこともございます。

○**勝田委員** また、認知症カフェのことでありますが、この認知症の問題は本当に自分も含めて人事ではないということで、同居の父とか母を見てたり、周りを見ても本当に大変だなという思いをしているところです。そのような中で、市としてもこの認知症カフェというのを始めていただいて、いい事業だなというふうに思っております。私は最初の頃は、何回か見に行かせていただいたりしたのですが、最近の実施状況や参加者の皆さんの様子をお伺いできればと思います。

○**刈山高齢福祉課長** 認知症カフェにつきましては、市の委託でやっている場所が2か所ございます。回数は毎月程度やっておりますが、令和5年度には24回開催しまして、365名の方の参加、令和6年度は18回まで終わっております、330人の方が参加されているということでございます。今年度、ふれあい茶屋の登録制度というものを発行しておりますが、これは個人で開いていただくものになります。市の委託ではなくて、自主的な開催という申請が1件ございまして、オレンジリーダーなどのボランティアをしている方が作っていただいて、そちらのほうで、けやきカフェを菅谷町で1回開催をしまして、登録が3名になってございます。市の事業で行っているものにつきましては、定着といいますか、同じ方が見えられるのが多くなっているため、新規の方を迎えるにはどうしたらいいかというのは課題となっているところでございます。また、今後もオレンジリーダー、そういったところから開いていただけ

るようなことにできればと考えているところでございます。オレンジリーダーから1件立ち上がったので、そういった成功例をどんどん紹介して行って、カフェ自体を増やせばいいのではないかと考えているところでございます。

○勝田委員 オレンジリーダーもすばらしい考えだと思いますので、どうぞ広げていただくようによろしくをお願いします。

○吉田(千)委員 先ほど勝田さんがおっしゃった給食のサービスですね。これほどのように申込をするのか。そこだけ教えてください。

○刈山高齢福祉課長 そういった事業についてPRをさせていただいて、配食といたしますか、食事に困っているという方があれば、市に連絡いただくか、在宅支援、また、公民館の地域ケアコーディネーターがいますので、そちらにお話を持っていただいてもこちらに通ります。こちらのほうに来ますと、在宅支援センターで内容を確認して申込をいただき、そこから配食をいつから始めるかという調整をさせていただいております。

○矢口委員長 こちらも135億円ということで、とても大きな金額ですが、財政全般のことをお伺いさせていただきたいと思います。保険料収入や、収納率、全般的なことを少しお話いただければなと思うのですが。

○刈山高齢福祉課長 収納率につきましては、令和3年度が全体で99%、特別徴収は当然100%になりますので、普通徴収のほうが89.4%、令和4年が同じく99%の普通徴収も同じ89.4%、令和5年度が全体で99.1%ございまして、普通徴収だけでいうと91.4%と、普通徴収はかなり伸びてきています。ただ、滞納につきましては、どうしても出てくるところでございます。徴収については納税課にお願いしております。また、かなり古い話になりますが、国民健康保険も同じですが、滞納が進むと保険証を渡さないとか、昔はやってましたけれども、そういうことは今一切ございまして、全てに配布してございます。介護保険の場合は不納欠損になりますと、支払ができない、当然できなくなりますね。それにつきましては、ペナルティがございます。国保と違いまして。その不納欠損の例数に合わせて1か月間、1割負担のところ3割負担いただくとか、2割の場合は4割負担いただくとか、これが不納欠損の期間が長ければ長いほど、そういう状態になってしまうところが国民健康保険とちょっと違うところでございます。そういったペナルティーもあります。

○矢口委員長 普通徴収の部分は健康保険と同時に聞かれるということなので、健康保険の徴収率が悪ければ、自動的にこちらも連動するという感じになってしまうのでしょうか。

○刈山高齢福祉課長 65歳以上の方につきましては、介護保険の徴収率ということで出てきます。64歳までの方については、各保険者、いわゆる国民健康保険でしたら国保、会社の方で市であれば健康保険のほうですね。そちらの方からいただいておりますので、この先ほどのパーセンテージについては、65歳以上の方だけになります。介護保険の特別会計で出ている収入についても、その部分だけになります。介護保険の先ほどの40歳から64歳までの方は、高齢者の基金交付金というもので入っていきます。基金交付金については、収納率関係なく、必要な部分は全額入ってきますので、サービス提供の費用には影響はないという形になります。

○矢口委員長 それと、毎年高い伸びで、この財政規模が大きくなっていくわけですが、当然、この介護保険ももちろん利用者にとっては必要なものでありますが、どこかで抑えていかなければいけない部分もあるでしょう。どうなのでしょう、不適正な

利用があると言い切れないでしょうが、適正な利用のための働きかけというのは何かされていることはありますか。

○刈山高齢福祉課長 いわゆる適正化事業というもので、ケアプランなどの点検を専門の方に見ていただいて、減らすばかりではなく、逆に増える場合もありますが、適正な利用に努めていただきたいということと、介護保険の方のペナルティーといいますか、ケアマネージャーが計画を作る件数については、いわゆる制限がございまして、件数がある程度多くなると減額されていくという制度がございまして。また、建物は同じ建物で計画を立てているような場合は、その80%を超えた部分については減額されるというようなことがございます。そういったところで適正に見ていただきたいということがございます。また、その適正化の中で先ほどの住宅改修ですとか、福祉用具の購入についてはケアマネージャーさんですとか、住環境コーディネーターといった福祉用具の専門家がいるんですけども、そういったところと併せてうちの方で不自然なものですとか、ちょっと購買がおかしいようなものについては、職員が確認して何件かピックアップして、訪問させていただいて指導するというのもございます。そういったところを細々行っております。また、行っているのが医療と介護の突合、医療費のほうで入院されているとか、そういった方が介護保険を使っているというのは一定期間が被りますので、そういったところのチェックですとか、国保連合会のほうでチェックをかけていただいて、不自然なものがメールチェックリストなどで流れてくるというようなことを行っておりまして、うちの方で国保又は主に後期高齢のほうに問合せをするとか、そういうことをやらせていただいて、適正化に努めているところでございます。

○矢口委員長 とても手間が掛かる作業だとは思いますが、必要なことなので、引き続き努力をお願いしたいと思います。ほかにいかがでしょうか。

(「なし」という声あり)

○矢口委員長 それでは、採決をいたします。議案第28号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第28号、令和7年度土浦市介護保険特別会計予算は、原案どおり決しました。それでは、ここで暫時休憩いたします。

(午前11時12分休憩)

(午前11時20分再開)

○矢口委員長 文教厚生委員会を再開いたします。

○武井国保年金課長 先ほど福田委員から高額療養費の負担の限度額について御質問がありまして、お手元に国保のガイドブックを配らせていただきまして、その中で20ページを御覧いただきたいと思います。20ページの下段に自己負担限度額の月額がございまして。こちらは70歳未満の人の場合で、22ページの方が70歳以上から75歳未満の人ということで区分をされておりまして、こちらの自己負担限度額を見ていただきますと、一番限度額が少なくて済むのが一番下の紫の部分で、住民税非課税世帯の方は年3回まで1か月当たりの負担額が3万5,400円、これが限度額で、これ以上払わなくてもいいということです。逆に一番上にあります901万円を超える所得の方に関しましては、年3回までが25万2,600円、年4回目以降は一番右側の金額になっております。同じように23、22ページ、こちらが70歳

以上75歳未満の人の場合ということで、所得区分ごとに1か月の限度額が詳細に書いておりますので、こちらの方も参考までに見ていただければと思います。

○矢口委員長 つぎに、議案第42号、令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。資料は事前配付資料の議案第45～46号をお開きください。執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 追加議案書の50ページをお願いいたします。議案第42号、令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、御説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ1,399万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を137億2,788万8,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、55ページをお願いいたします。5款県支出金、1目保険給付費等交付金、1節普通交付金の説明欄1項目目、普通交付金分につきましては、高額療養費の増額に伴い、増額分が補填されますことから、同額を増額補正するものでございます。2節特別交付金、特定検診等負担金につきましては、前年度の実績額の確定に伴い減額補正をするものでございます。6款財産収入、1目利子及び配当金につきましては、国保財政調整基金積立金の利子の見込額により増額補正するものでございます。7款繰入金、1項、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、一般被保険者の低所得に対する保険税軽減分を県と市で負担するための繰入れで、額の確定により増額補正するものでございます。2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、低所得者が多い国保保険者の支援分として、国2分の1、県と市4分の1で負担するための繰入れで、こちらも額の確定により増額補正するものでございます。3節保険基盤安定繰入金（未就学児均等割軽減分）につきましては、未就学児に係る均等割保険税の5割軽減分の支援分として、国2分の1、県と市で4分の1で負担するための繰入れで、こちらも額の確定により減額補正するものでございます。4節保険基盤安定繰入金（職員給与費等繰入金分）につきましては、国民健康保険の事務に関わる職員の給与費や事務委託料を負担するための繰入れで、第三者行為での訴訟終了後支払の弁護士委託料を令和6年度に訴訟が終了しなかったため、減額補正するものでございます。8節産前産後保険料繰入金につきましては、出産に係る被保険者の産前産後期間における所得割及び均等割保険税軽減分として国2分の1、県と市4分の1で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の歳入と歳出の差額を財政調整基金繰入金で調整するものでございます。9款諸収入、3項雑入、1目一般被保険者第三者納付金につきましては、第三者行為による保険給付分の賠償金が当初予算を下回るため減額補正することになり、同2項目及び2節現金給付分2項目につきましては、令和6年度に第三者行為の訴訟が終了しなかったため、減額補正するものでございます。つづきまして、歳出でございます。56ページをお願いいたします。1款総務費、1目一般管理費、12節委託料につきましては、交通事故による第三者行為の訴訟に関する市の顧問弁護士委託料でございます。令和4年の定例会で訴訟の提起をお願いしたもので、令和6年度中の和解が困難なために減額補正するものでございます。2款保険給付費、1目一般被保険者高額療養費、18節負担金補助及び交付金につきましては、令和6年度当初予算を令和5年度の実績予定額で算出しておりますが、令和5年度の実績額が実績予定額を超えたことと、1月からのインフルエンザのまん延により増額補正するものでございます。5款基金積立金、1目基金積立金、24節積立金の財政調整基金積立金につきましては、国保特別会計から基金会

計へ国保財政調整基金利子分を支出するために増額補正するものでございます。6款諸支出金、5目保険給付費等償還金、22節償還金利子及び割引につきましては、令和5年度の実績報告に基づき当該補助金の額が確定し、超過交付により返還金が生じたため、増額補正するものでございます。7目災害臨時特例補助金償還金、22節償還金利子及び割引につきましては、令和5年度の実績報告に基づき当該補助金の額が確定し、超過交付により返還金が生じたため、増額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問はございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第42号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第42号、令和6年度土浦市国民健康保険特別会計補正予算（第4回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第43号、令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○武井国保年金課長 追加議案書58ページをお願いいたします。議案第43号、令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）について、御説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ1,710万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額26億2,896万5,000円とするものでございます。歳入から説明させていただきますので、63ページをお願いいたします。3款繰入金、2目保険基盤安定繰入金でございます。説明欄1項目目の保険基盤安定負担金、低所得者の保険料軽減分繰入金につきましては、低所得者の保険料軽減分を公費で負担するための繰入れで、額の確定により減額補正するものでございます。また、説明欄2項目目の同負担金の被用者保険被扶養者の保険料軽減分繰入金につきましては、後期高齢者医療制度加入前に会社の社会保険等の健康保険の被扶養者であった場合、加入後2年間に限り保険料が軽減となり、その分を公費で負担するための繰入れで、額の確定により増額補正するものでございます。3目保険事業繰入金につきましては、人間ドック及び脳ドックの補助決定者数が当初見込みより増加したことに伴い、不足する補助金に係る保険事業繰入金を増額補正するものでございます。つづきまして、歳出でございます。64ページをお願いいたします。2款後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。後期高齢者医療保険基盤安定納付金につきましては、低所得者等の保険料軽減に係る公費負担分を広域連合に納付するもので、額の確定により減額補正するものでございます。3款保健事業費、2目疾病予防費でございます。補助金につきましては、先ほど保健事業繰入金で御説明したとおり、人間ドック及び脳ドックの補助決定者の増加に伴い、増額補正するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、御質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第43号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第43号、令和6年度土浦市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4回）は、原案どおり決しました。つぎに、議案第44号、令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第4回）を議題といたします。執行部より説明をお願いします。

○刈山高齢福祉課長 議案書65ページをお願いいたします。議案第44号、令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算(第4回)について、御説明させていただきます。今回の補正につきましては、令和6年度収支の見込みに基づき、それぞれの予算科目において増減を行い、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,466万1,000円を追加し、予算の総額を131億5,141万4,000円とするものでございます。70ページをお願いいたします。歳入でございます。1款、1項、1目第1号被保険者保険料の1節現年度分特別徴収保険料につきましては収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことから減額、2節現年度分普通徴収保険料につきましては収入見込額が当初見込額を上回ることが見込まれたことから増額、3節過年度分保険料につきましては収入見込額が当初予算額を下回ることが見込まれたことから減額するものでございます。3款、1項、1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の国の負担分で、内示額に基づき減額するものでございます。2項、1目調整交付につきましては、国庫負担金の調整分で、交付決定に基づき増額するものでございます。2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の国の負担分で、内示額に基づき減額するものでございます。3目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)の1節現年度分地域支援事業交付金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の国の負担分で、内示額に基づき減額するものでございます。2節過年度分地域支援事業交付金につきましては、令和3年度の地域包括支援センターかんだつに委託している総合相談事業の精算に誤りがあり、過少交付となっていたことから追加交付を申請し、認められたもので、国の交付決定に基づき増額するものでございます。4目介護保険災害臨時特例交付金につきましては、東日本大震災による避難指示区域からの避難者の介護保険料軽減分に対する国からの補助で、国の交付決定に基づき増額するものでございます。5目保険者機能強化推進交付金につきましては、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、内示額に基づき減額するものでございます。6目介護保険保険者努力支援交付金につきましては、市町村による予防、健康づくり、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金で、内示額に基づき減額するものでございます。71ページをお願いいたします。4款、1項、1目介護給付費交付金につきましては、保険給付費の40歳から65歳未満の第2号被保険者の保険料負担分で、支払基金の内示額に基づき減額するものでございます。2目地域支援事業支援交付金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の第2号被保険者の負担分で、支払基金の内示額に基づき増額するものでございます。5款、1項、1目介護給付費負担金につきましては、保険給付費の県の負担分で、内示額に基づき減額するものでございます。2項、1目地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の県の負担分で、内示額に基づき減額するものでございます。2目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)の1節現年度分地域支援事業交付金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の県の負担分で、内示額に基づき減額するものでございます。2節過年度分地域支援事業交付金につきましては、国庫補助金同様、令和3年度の総合相談事業の追加交付分で、県の決定に基づき増額するものでございます。6款、1項、1目利子及び配当金につきましては、介護給付費準備基金の利息で、科目計上のみであったことから増額するものでございます。72ページをお願いいたします。7款、1項、1目介護給付費繰入金につきましては、保険給付費の

市の負担分で、当初の見込みよりも上回ることが見込まれたことから、増額するものでございます。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業の市の負担分で、当初の見込みよりも上回ることが見込まれたことから増額するものでございます。3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）の1節現年度分地域支援事業繰入金につきましては、介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業の市の負担分で、当初の見込みよりも下回ることが見込まれたことから減額するものでございます。2節過年度分地域支援事業繰入金につきましては、令和3年度の追加分の市の負担分を増額するものでございます。4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、国、県の交付決定に基づき増額するものでございます。5目その他一般会計繰入金につきましては、人件費の見込みにより減額するものでございます。2項、1目介護給付費準備基金繰入金につきましては、保険料収入や国、県支出金等が歳出に対し不足する場合、基金を取り崩して充当するもので、今回、歳出に対し歳入が不足することが見込まれたことから、増額するものでございます。9款、1項、1目第1号被保険者延滞金につきましては、収入見込額が当初見込額を下回ることが見込まれたことから増額するものでございます。2項、1目第三者納付金につきましては、収入見込額が当初見込額を上回ることが見込まれたことから、増額するものでございます。2目返納金につきましては、介護給付費等の返還金で、返還額に合わせて増額するものでございます。つづきまして、歳出でございます。74ページをお願いいたします。2款、1項、1目居宅介護サービス給付費につきましては、当初の見込額を上回ることが見込まれたことから増額するものでございます。9目地域密着型介護サービス給付費につきましては、当初の見込額を上回ることが見込まれたことから増額するものでございます。3款、3項、4目総合相談事業費につきましては、令和3年度の総合事業の追加交付分を事業を委託している地域包括支援センターかんだつに支払うものでございます。4款、1項、1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金運用利息や第三者納付金、介護給付費返還金等を基金に積立てするもので、当初の見込額を上回る見込みであることから増額するものでございます。

○矢口委員長 ただ今の件につきまして、質問等ございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 ないようですので、採決をいたします。議案第44号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号、令和6年度土浦市介護保険特別会計補正予算（第4回）は、原案どおり決しました。以上で当委員会に付託されました議案等の審査は終了いたしました。執行部からそのほかございますか。

○羽生保健福祉部長 特にございません。

○矢口委員長 委員の皆さんからは何かございますか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 それでは、最後に委員長報告に盛り込むべき事項はございますでしょうか。

○吉田（千）委員 前段のものについて2つで、1つは収納率の件です。その件について、よろしくお願ひしたいと思ひます。どのように表現するかということとはよく考へないといけなひのですが、先ほど様々な観点から見てると、どこの部署も大変ではあると思ひますが、介護を預かる高齢福祉課が本当に人員が少ない中で、これだけ

の国から下りてくる事業が次から次とあると。そういう中で、人員というくくりの中でそれをやっていくのはかなり大変だろうなというのを私は感じまして、何とかこの辺の人員の配置、特に高齢福祉課の預かる部門、国から下りてくる、そういった事業の多さに比べて、その人員配置を今後しっかり検討していただきたいというような旨の報告を入れさせていただければなと思いました。

○矢口委員長 ただ今のこの福祉部門ですよね。人員をより手厚くお願いしたいという旨の提案ですが、委員の皆さんいかがですか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 それでは、文言のほうは委員長にお任せいただくということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり）

○矢口委員長 ほかはいかがですか。

（「なし」という声あり）

○矢口委員長 では、徴収率の件と人員の件の2件を委員長報告に盛り込むということでよろしくお願ひいたします。それでは、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。